

小松市防火協会会則

(名称・事務局)

第 1 条 本会は小松市防火協会といい事務局を小松市消防本部内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は常に消防機関との連絡を保ち、事業所等における一般火気及び危険物の安全並びに大地震等の防災体制及び消防用設備等の整備改善など防火管理に関する研究を行い、その向上並びに安全を図り災害予防に努力するとともに会員相互の連絡協調により各事業所等の能率向上と市民共同の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は小松市内に所在する消防法第 8 条（防火管理者）及び第 36 条（防災管理）に定める防火対象物並びに法第 11 条（危険物許可）により許可を受けた危険物の貯蔵所（取扱所）の管理について権限を有する者及び本会の趣旨に賛同したものをもって組織とする。

(事 業)

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火・防災管理者の研究及び消防用設備の改善充実に関すること。
- (2) 防火・防災管理者、防火・防災責任者、危険物取扱者の講習会の開催及び育成に関すること。
- (3) 災害防止と防火思想の普及宣伝に関すること。
- (4) 災害予防のために必要な対策の研究視察に関すること。
- (5) 火災予防資料の調査蒐集、配布に関すること。
- (6) 会員相互の融和、連絡協調に関すること。
- (7) 消防用設備器具及び図書等の購入斡旋に関すること。
- (8) 会員並びに防火・防災協力者、施設内の従業員等の表彰に関すること。
- (9) その他本会の目的達成について必要なこと。

(会の区分)

第 5 条 本会に専門事項を研究するために部会を置くことができる。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (3) 理 事 | 若干名 |
|---------|-----|---------|-----|

(2) 副 会 長 4 名 (4) 監 事 若干名

2. 理事及び監事は総会において選任する。
3. 会長は理事の互選による。
4. 副会長は理事の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次による。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務代行する。
- (3) 理事は役員会に出席し、本会運営に必要な事項を審議、議決する。
- (4) 監事は会計事務を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

2. 補充により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問および参加)

第 9 条 本会に顧問および参加を置くことができる。

顧問および参加は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

2. 顧問および参加は、理事会の諮問に応じるとともに会議に出席し、意見を述べる
ことができる。

(事 務 局)

第 10 条 本会の庶務会計事務を行うため、幹事及び書記若干名を置く。

幹事及び書記は会長がこれを委嘱する。

(会 議)

第 11 条 会議は総会、役員会及び部会の3種とする。

(総 会)

第 12 条 総会は毎年度始めにこれを召集する。但し、必要により臨時に召集することができる。

総会においては次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任に関すること
- (2) 毎年度の事業計画承認
- (3) 歳入歳出予算及び決算
- (4) 会則の改廃
- (5) 役員会において必要と認めた事項

(役 員 会)

第 13 条 役員会は必要に応じこれを召集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 事業計画の実施運営
- (3) 会長において必要と認めた事項

(会議の召集)

第 14 条 会議は会長がこれを召集し、議長となる。

2. 各会議は、会員の過半数をもって構成議決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(部 会)

第 15 条 部会には部会長を置き、部会長は所属部会の理事の互選による。

部会に専門事項を研究し、実施するため必要により部会長がこれを召集する。

(会 計)

第 16 条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってこれに充てる。

2. 会費は別に定める基準額により、毎年度始めに納入するものとする。
 3. 会費は 1 口以上として、その算出基準は別に定める。
- ただし、学校、官公署、寺院等は役員会に諮り軽減することができる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日をもって終るものとする。

2. 経費の余剰金を生じた場合は翌年度に繰越すものとする。

(雑 則)

第 18 条 本会に次の簿冊を備えつけて会務を記録するものとする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 役 員 名 簿 | (4) 会 議 書 類 綴 |
| (2) 会 員 名 簿 | (5) 関 係 雑 書 類 綴 |
| (3) 金 銭 出 納 簿 | |

2. その他本会則施行上必要な事項については、役員会の決議により別にこれを定める。

附 則

本会則は、昭和 41 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

小松市防火協会施行細則

第 1 条 会則第 5 条による部会は次のとおりとする。

〈 所 属 防 火 対 象 物 〉

- | | |
|--------|--|
| 第 1 部会 | 演芸場、映画館、劇場、百貨店、マーケット、物販店舗、ダンスホール
遊技場、キャバレー、料理店、飲食店、旅館、複合ビル、ホテル
公衆浴場、宿泊場、寄宿舍、アパート |
| 第 2 部会 | 病院、診療所、小学校、中学校、高等学校、各種学校、幼稚園、保育所
社会福祉施設、神社、寺院、教会、集会場、国県市各関係施設、銀行
事務所、体力研究所 |
| 第 3 部会 | 各種工場、事務所 |
| 第 4 部会 | 危険物関係事務所 |
| 第 5 部会 | 消防用設備士会 |

第 2 条 会則 16 条 2 項による会費算出基準は、次のとおりとする。

(1) 人 員 割

(2) 防火対象物割の合計点数をもって算出するものとし、その計算方法は次記方式によるものとする

ア 人員割（収容人員又は従業員数算定）

50 人未満	1 点
50 人～ 100 人未満	2 "
100 人～ 200 人 "	3 "
200 人～ 300 人 "	4 "
300 人～ 500 人 "	5 "
500 人～ 1,000 人 "	6 "
1,000 人以上	7 "

イ 防火対象物割（建築物延面積算定、ただし給油取扱所は敷地面積を含む）

300 m ² 未満	1 点
300 m ² ～ 700 m ² 未満	2 "
700 m ² ～ 1,500 m ² "	3 "
1,500 m ² ～ 3,000 m ² "	4 "
3,000 m ² ～ 5,000 m ² "	5 "
5,000 m ² ～10,000 m ² "	6 "
10,000 m ² 以上	7 "

ア＋イの合計点数×1,000 円

12 点以上は 15,000 円

小松市防火協会表彰規程

第 1 条 この規程は、防火に関すること、自衛消防の進展に関すること、及び防火協会の発展に関すること等、協会振興上功績のあったものに対して行う表彰の基準を定めることを目的とする。

第 2 条 表彰は次の 3 種とする。

- (1) 優良防火事業所表彰
- (2) 優良防火従事者表彰
- (3) 協会功労者表彰

第 3 条 前条にかかげる表彰の基準は次の通りによるものとする。

- (1) 優良防火事業所表彰

- ア 消防用設備等の整備充実を図り、他の模範であること
- イ 消防管理、その他施設全般の維持管理について、特に優秀であること
- ウ 消防計画及び訓練等、他の模範であること
- エ そのほか、防火、消火等に関し、他の模範として推奨すべき功績があると認められるもの

- ## (2) 優良防火従事者表彰

- ア 防火管理者（甲種、乙種）として 5 年以上指導にあたり他の模範となるもの
- イ 危険物取扱者で 5 年以上取扱いに従事し事故防止に万全を期し、他の模範となるもの
- ウ 防火管理者または危険物取扱者の補助者として 10 年以上勤務し防火、消火に貢献したと認められるもの
- エ 消防用設備等の考案、若しくは改良に貢献したと認められるもの
- オ そのほか、防火、消火等に関し、他の模範として推奨すべき功績があると認められるもの

- ### (3) 協會功勞者表彰

- ア 協会の事業または運営について特に貢献し、その功労顕著であると認められるもの
- イ そのほか、他の模範として推奨すべき功績があると認められるもの

第 4 条 表彰には賞状のほか、賞金または記念品を授与することができる。

第 5 条 被表彰者の数は次のとおりとする。

- (1) 優良防火事業所表彰 年間 2 事業所以内

(2) 優良防火従事者表彰 年間 12 名以内

(3) 協会功労者表彰 年間 若干名

第 6 条 表彰は総会の際にこれを行う。ただし、必要があるときは、これによらないことができる。

第 7 条 優良防火事業所並びに協会功労者表彰については理事会で選考するものとする。

2. 優良防火従事者表彰は、該当者があると認められるとき、会員が別記第 1 号様式の表彰推薦書により会長に提出しなければならない。

3. 前項の推薦があったときは、理事会で審査の上決定するものとする。

第 8 条 この規程による表彰が行われたときは、会長は別記第 2 号様式の被表彰者名簿を作成し、保存しなければならない。

附 則

この規程は昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

小松市防火協会慶弔規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、小松市防火協会（以下「協会」という。）の慶弔について必要事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第 2 条 この規程の適用を受ける者は、次のとおりとする。

- (1) 協会の会則第 6 条に定める役員（会長、副会長、理事及び監事）
- (2) 協会の会則第 9 条に定める顧問及び参与

(給付対象)

第 3 条 慶弔の給付対象は次のとおりとする。

- (1) 前条に定める者が死亡したとき、弔慰金 20,000 円及び花環一對を給付する。
- (2) 前条に定める者の内、会長及び副会長並びに顧問及び参与の配偶者が死亡したとき弔慰金 10,000 円及び花環一對を給付する。
- (3) その他、会長が必要と認めたとき、慶弔の種類等を決定し給付する。

(規程の改正)

第 4 条 この規程の改正は、協会の会則第 13 条に定める役員会において行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。